

令和 5 年度秋田県介護職員処遇改善支援事業実施要綱

1 事業の目的

令和 6 年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和 6 年 2 月から 5 月までの間、介護職員の賃金を 2 % 程度（月額平均 6 千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 事業の内容

令和 6 年 2 月から 5 月までの間、介護職員に対して 2 % 程度（月額平均 6 千円相当）の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、介護職員処遇改善支援補助金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

3 対象事業所、対象者及び対象期間

(1) 対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙 1 表 1 に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「6 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和 6 年 2・3 月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和 6 年 4 月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、7（1）の計画書の提出時点で令和 6 年 5 月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、介護職員が配置されていない、別紙 1 表 2 に掲げる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村（特別区を含む。）が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に定める基準に該当する基準に基づき

実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

（2）対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

（3）対象期間

令和6年2月から5月までの期間とする。

5 補助額

交付対象期間中の介護サービス事業所等に対する各月分の補助額は、次の式により確定することとする。

補助額＝ $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

- a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）
- b 1単位の単価
- c サービス類型別交付率（別紙1表1）

なお、aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

6 賃金改善等の要件

（1）賃金改善の実施

本事業の対象となる事業所等を運営する介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等について

は、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

（２）賃金改善の開始時期

介護サービス事業者等は、原則として、令和６年２月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和６年２月分の賃金改善に限り、令和６年３月分と一括して行うこととしても差し支えない。

（３）賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならず、令和６年６月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持しなければならない。

また、介護サービス事業者等は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和６年４・５月分の補助額の３分の２以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和６年６月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改定により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、事業者等が本補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分ごとに、賃金改善額の３分の２以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改定に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和６年４月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改定が間に合うのであれば、令和６年２月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

（４）その他の要件

ア 賃金改善方法の周知について

介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について７（１）の介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改定した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

イ 労働法規の遵守について

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善支援補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

7 知事への届出

(1) 介護職員処遇改善計画書等の作成・提出

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書（以下「計画書」という。）を、次のアからエまでに掲げる事項について、別紙様式2により作成の上、令和5年度秋田県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）の様式第1号による補助金等交付申請書とともに知事に提出すること。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の見込額

交付対象期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

イ 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、アの額以上となる額をいう。

ウ 基本給等による賃金改善の見込額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の補助金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(2) 介護職員処遇改善実績報告書等の作成・提出

介護サービス事業者等は、次のアからオまでに掲げる事項について記載した介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（別紙様式3）及び補助金交付要綱の様式第6号による実績報告書を知事に提出し、5年間保存することとする。

る。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の総額

イ 賃金改善所要額

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、一の額以上の額を記載する。

ウ 基本給等による賃金改善所要額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の補助金の総額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金総額等

次の(ア)・(イ)を記載する。ただし、(ア)の額は(イ)の額以上であること。

(ア) 令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金の総額

(イ) 令和5年2月から5月の賃金の総額

オ ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(3) 届出内容を証明する資料の保管及び提示

介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び次の書類を5年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(4) 知事への変更の届出

介護サービス事業者等は、計画書に変更（次のアからウまでのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に別紙様式4の変更届出書を用いて変更の届出を行う。

ア 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改

善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

イ 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式 2－1 の 2 及び別紙様式 2－2

ウ 就業規則を改定（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改定の概要

（５）特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（５）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次のアからエまでの事項を記載した別紙様式 5 の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に届け出ること。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 介護職員等の賃金水準の引下げの内容

ウ 当該法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み

エ 介護職員等の賃金水準を引き下げることにについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

8 留意事項

（１）介護職員処遇改善支援補助金の返還

知事は、介護職員処遇改善支援補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が次のア又はイに該当する場合は、既に交付された介護職員処遇改善支援補助金の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の補助額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら 7（５）の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合

イ 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

（２）介護職員処遇改善支援補助金の要件の周知・確認等

県は、介護職員処遇改善支援補助金の要件の周知に努めるとともに、補助

金の交付を受けている介護サービス事業所等が介護職員処遇改善支援補助金の要件を満たすことについて適切に確認する等、適切な運用に努める。

(3) 支払について

補助額の介護サービス事業者等に対する支払（振込）については、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、介護サービス事業者等が秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、県が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-1を用いて、介護サービス事業者等から同意を得ることとする。ただし、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が交付対象事業所に含まれる場合には、補助金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない事業所の振込先口座又は都道府県に届け出た口座に支払（振込）を行うこととする。

(5) その他

ア 本事業による賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこととする。

イ 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（介護職員処遇改善支援補助金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができる。

ウ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、秋田県健康福祉部長寿社会課と協議の上、決定する。

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護(病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%